

千葉県告示第306号

千葉県建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年千葉県条例第37号）第7条第1項の規定による駐車施設の附置の特例によりおおむね500m以内の場所に駐車施設を設置できる区域を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月1日

千葉市長 神谷俊一

1 指定する区域

千葉駅周辺地区（別図のとおり）

2 指定年月日

令和5年4月1日

別図

位置図（千葉駅周辺地区）

